

IOSCO による大規模な市場仲介業者における信用リスク評価のサウンド・プラクティスに係る市中協議報告書の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「大規模な市場仲介業者による信用評価のための信用格付利用の代替手段に係るサウンド・プラクティス」と題する市中協議報告書を公表した。

当該報告書は、大規模な市場仲介業者が内部信用評価方針及び信用評価手続の実施にあたり、考慮すべき 13 のサウンド・プラクティスを提案している。IOSCO は、信用リスク評価における信用格付に代わる適切な代替手段に関するサウンド・プラクティスの特定が、大規模な市場仲介業者による信用格付業者への過度な依存を軽減させるものと信じている。信用格付業者への過度な依存の軽減は、投資家保護に資すると同時に、市場の健全性及び金融の安定に貢献するだろう。

信用格付業者による格付は、投資家及び資金の出し手に対して、特定の借入や融資に関連するリスクを分類する効果的な方法を提供する一方で、信用格付業者による格付への機械的な依存は、市場に対して悪影響をもたらすことが近時の金融危機において明らかになった。

多くの国際機関や当局は、証券会社等の市場参加者による信用格付への依存に対応するための対策を講じてきた。これらの取組みには主に以下の二つの分野がみられる。

- 外部の信用格付業者による格付に対する機械的な依存の代替手段として、金融機関に対し、デューデリジェンス及び内部リスク管理要求すること。
- 信用格付業者による格付が公的な保証としてみなされ、市場行動へ悪影響をもたらすという観点から、監督枠組みにおける格付の参照について見直すこと。

IOSCO は、サウンド・プラクティスを特定するにあたり、大規模な市場仲介業者が、信用格付業者による格付に機械的に依存することなく信用リスクを現行実務上どのように評価しているかについて理解を得るため、調査を行った。

また、IOSCO は、市場仲介業者の代表とのラウンドテーブルを二回行い、その結果は報告書の別添にまとめられている。

サウンド・プラクティス草案

1. 社内の他部門の運営によって、意思決定が不当に歪められることのないように適切な方針及び手続を策定することを含め、他の事業部門と明確に分離された、独自の信用評価機能を確立すること。
2. 組織全体のリスク感応度の高い文化の促進を含めて、強固な信用評価プロセスの的確な実施を確保するために上級管理者を関与させること。このような関与は、分離・独立した信用リスク委員会のような経営上層部への報告を担当するリスク管理専門チームによる信用リスク評価プロセスの監視をも含む。
3. 信用評価プロセスの適切な実施及び定着を確保するために、レポートラインと責任が明確に規定・遵守される体制の構築を含めて一貫した管理体制を確立すること。
4. 会社がさらされている信用リスクに関する適切なレベルの情報を、会社内のガバナンス委員会が確実に受領するための手段を講ずること。これには方針の例外規定や限界値の超過、ストレステストの分析、集中リスク、ウォッチリスト、上位のエクスポージャーその他の事項が含まれる。
5. 事業の性質や規模、複雑性を適切に反映する強固な内部信用評価管理システムを構築するために必要な職員その他のリソースへの投資を行うこと。これには、会社のポートフォリオを効果的に分析し、市場指標に精通する専門知識・専門能力のある内部職員を置くことを含む。
6. 会社内に独自かつ適切にエクスポージャーを評価する能力がない場合には、特定の信用リスクエクスポージャーを保有しないこと。
7. 会社の事業成長計画を考慮する際や、どのようにポートフォリオを設計し、追加的な融資を引き受けるか否かを決定する際に、信用力評価能力を考慮すること。
8. 定量的測度に加えて、幅広く多用な質的測度を、強固な信用評価プロセスに組み入れること。これにより、市場仲介業者は一定の範囲における過度なり

スクの集中を避けることができ、単に定量的な要素のみに依存するよりも、格付の全体的な視点を提供することができる。

9. 制限やリスクを設定するために、商品の基本的な価値に焦点を当てた信用力評価に対して、リスクレベル及び投資アペタイトを予め規定すること。これらのレベルは、業界や地理的要因などの様々なカテゴリの中で区別され、信用リスクの評価を担当するチーム又は個人によって遵守される運用基準を定める方針や手続に反映してよい。
10. 非投資適格の金融商品について、内部投資格付と非適格投資証券の峻別を含む高度な監視を行うこと（例：分別審査プロセス）。
11. 外部の信用格付業者による格付への機械的な依存を避けること。かかる格付は、総合的な信用評価プロセスにおいて用いることのできる要素の一つに過ぎないと考えること。投資対象としての信用力を評価する、又は、投資適格か否かを判断する基準として外部の信用格付を用いることの効果について注意深く考察すること。信用格付業者の格付の限界及び信用格付業者に馴染む信用リスク評価手法について認識・理解すること。例えば、信用格付業者による格付は、信用力に影響を与える最新の要素を常に反映しているわけではなく、より一般的な信用リスクの遅行指標となりうる。
12. 会社のポートフォリオ及びカウンターパーティとの関係に悪影響を与える資料を保持するための最新の開発を維持するために、会社の信用リスク評価手法の継続的なアップデート及び向上に取り組むこと。
13. 信用評価方針及び信用評価手続について、内部監査又は他の第三者による定期的な審査を確保すること。

監督当局は、これらのサウンド・プラクティスを市場仲介業者の監督の一部として考慮することができる。大規模な市場仲介業者は、信用力評価の効果的な代替手法の導入・実施において、これらのサウンド・プラクティスを役立たせることができるだろう。

当該報告書に対するコメントは、2015年7月8日(水)までに提出されたい。